

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンにおける取引先の皆様および価値創造を図る事業者の皆様との連携を通じて、サプライチェーンの深い層に至るまで共存共栄を図ることが重要であるとの認識のもと、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

(個別項目)

○企業間の連携

- ・共同開発の支援：他社と連携し、新製品や新技術の開発に取り組むことで、互いの強みや知見を活かした価値創出を推進します。
- ・技術提携：外部の技術やノウハウを適切に取り入れ、製品やサービスの品質向上および競争力強化に努めます。

○グリーン化の取組

- ・低エネルギー設備の導入：エネルギー効率の高い設備の導入や省エネルギー化を進め、製造工程における環境負荷の低減に取り組みます。
- ・環境配慮型製品・資材の採用：再生可能資源やリサイクル可能な素材の活用、環境負荷の少ない資材の採用を通じ、調達段階からの脱炭素化を目指します。

2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行のはばねに積極的に取り組みます。

3. その他

- ・当社が関わるサプライチェーン全体の共存共栄のため、直接の取引先をはじめ、サプライチェーン全体へのパートナーシップ構築宣言の普及を図ります。
- ・約束手形の利用の廃止に向けて、大企業間取引も含め、現金払いや電子記録債権への移行に取り組みます。

2026年1月1日

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

株式会社東和プロセス

代表取締役社長 福島 潤